

平成 2 9 年 1 2 月
防 衛 省

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令の一部を改正する訓令案に関する
意見の募集結果について

防衛省において、平成 2 9 年 1 0 月 2 7 日（金）から同年 1 1 月 2 5 日（土）までの間、事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令の一部を改正する訓令案について、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、4 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する防衛省の考え方を別紙のとおり報告いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも、防衛省・自衛隊に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省大臣官房秘書課

〒 1 6 2 - 8 8 0 1 東京都新宿区市谷本村町 5 - 1

T E L : 0 3 - 3 2 6 8 - 3 1 1 1 （内線 22113）

意見内容等について

番号	意見の内容	意見に対する考え方	訓令案の修正
1	元来、国際関係区分では語学区分と同様に、特定の言語試験を科したうえで国際関係論といった科目の試験も付し、それによって語学区分と国際関係区分の職務の違いが明確に分かりやすく受験者に提示されていたと考える。 今回の改正によって、平成30年度試験以降に採用される者は、平成29年度以前の語学区分採用と国際関係区分採用のどちらの職務に就くかが不明瞭になっているように思う。 試験区分を一括する際に、もとの区分ごとの採用形式のような、語学区分/国際関係区分といった試験区分の差異および科目の差異はひとまず置き、採用後の配置の仕方についての見解を示されたい。	今回の改正に伴い、「特定の語学」毎の試験区分からの採用者は、主として①特定の語学に係る高度の能力を用いた防衛に関する行政事務、②自衛官等に対する語学教育、③海外資料の収集整理、④通訳及び⑤国際関係、地域情勢及び軍事情勢等に関する情報収集・分析等の業務に従事することとなります。採用においては、本人が①～⑤のいずれの業務に従事することを希望するのかを伺ったうえで、本人の希望や適性等を踏まえ、将来のキャリアイメージを持っていただけるプロセスとなるよう努めてまいります。 今後、防衛省専門職員採用試験受験希望者に対する説明会等において、受験希望者に対し、より具体的に説明を行ってまいります。	なし
2	入省したあとにおいても研修がありますが、それでも事前に知識があることに越したことはないと思うので、従来の国際関係区分として専門科目も試験に入れておいたほうが良いと考える。	我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している中で、防衛省においては情報専門家の果たすべき役割と情報専門家に対する期待はますます大きなものとなっております。 情報専門家には、国際関係や安全保障に関する専門的知識だけではなく、優れた論理的思考能力や探求心が求められます。	なし
3	国際関係専攻と語学専攻は現在のように分けておいた方が良いでしょう。 国際関係専攻は、語学だけではなく、特殊な知識が必要であり、良い意味で「尖った」人材を集めるなら、現在の制度を維持すべきである。	優れた情報専門家に対するニーズが高まる中、防衛省としては、一次試験の段階では、まずは多くの優れた能力を有する方に受験していただくことが重要だと考えております。 そのため、試験区分「国際関係」を	

		廃止することとし、試験区分「特定の語学（従前の試験区分「語学」）」の二次試験以降の採用プロセスの中で、国際関係や安全保障に関する専門的知識、論理的思考能力・探求心も含め、様々な観点から評価し、情報専門家として適切な者の採用をしていきたいと考えております。 なお、情報専門家に必要な国際関係、安全保障及び地域情勢等に関する知見については、採用後の研修を通じても付与していく考えです。	
4	改正には賛成です。 特定の言語による採用により、外国語の資料をより専門的に解釈することができ、よりグローバルな視点から国際情勢を分析することが出来るようになるので、「特定の言語のプロフェッショナル」をより多く採用するという点においても、改正を賛成致します。	いただいた御意見は、本改正案に対する賛同意見として承ります。	なし